



職場内で回覧をお願いします！

# けんぽだより

協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせ下さい。

平成31年

1月

## 退職後に任意継続健康保険の加入を希望される方へ


健康保険制度では、被保険者（加入者ご本人）が退職等により健康保険の資格を喪失した際に一定の条件を満たしていれば、引き続き「任意継続被保険者」として健康保険に加入することができます。

### 協会けんぽの任意継続被保険者になるためには

以下の条件を満たしている必要があります。

- ◆退職日までに、継続して2ヶ月以上の被保険者期間があること。
- ◆75歳未満であること。
- ◆退職日の翌日（資格喪失日）から**20日以内**に申請すること（20日目が土日祝日の場合は翌営業日） ※郵送の場合は、**20日以内に必着**でご提出ください。



<h3>申請方法</h3>	<p>◆「任意継続被保険者資格取得申出書※」を居住地の都道府県にある協会けんぽ支部へご提出ください。<b>提出は原則郵送となります。</b></p> <p>※申請用紙の入手方法は協会けんぽのホームページから印刷していただくか、インターネット環境がない方はお電話等いただければお送りいたします。</p> 
<h3>保険料</h3>	<p>◆退職時の健康保険料（40～64歳の方は介護保険料も含む）の約2倍の額※となります。 ⇒<b>保険料は原則2年間は変わりません。</b></p> <p>※健康保険料の基準となる退職時の標準報酬月額に上限が設けられています。 ※健康保険料はお住まいの都道府県の保険料率によって変わりますのでご注意ください。</p>
<h3>添付書類 ・ その他 注意事項</h3>	<p>◆添付書類</p> <p>○被扶養者がいる場合 ⇒ご家族を被扶養者として加入させる場合は、<b>被扶養者の収入の有無に関わらず、収入確認書類や生計維持関係を証明できる書類の添付が必要となります。</b></p> <p>添付書類等の詳細は、「任意継続被保険者資格取得申出書 記入の手引き」または協会けんぽのホームページをご覧ください。</p> <p>○被扶養者がいない場合 ⇒添付書類は必要ありません。</p> <p>◆注意事項（マイナンバーについて） ⇒<b>被扶養者の方は必ずマイナンバーの届け出が必要</b>となりますので、「任意継続被保険者資格取得申出書」の該当欄に記入をお願いいたします。</p>

## 退職後の健康保険加入のご案内(3つの比較)

在職時の健康保険証が使えるのは**退職日まで**です。  
保険料などを比較したうえで、ご自身で新しい健康保険への手続きをお願いいたします。

### 協会けんぽの任意継続

### 国民健康保険

### ご家族の健康保険（被扶養者）

保険料

退職時の健康保険料の約2倍  
※金額に上限があります

加入する世帯の人数や前年の所得等によって決まる  
※離職理由により保険料が軽減される場合があります

なし  
(被扶養者の保険料負担はありません)

加入条件

退職までに被保険者期間が継続して**2ヶ月以上**あること  
退職日の翌日から**20日以内**の手続き

お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください

家族が加入している健康保険の扶養認定条件を満たしていること  
※ご家族の勤務先にお問い合わせください

手続先

お住まいの都道府県の協会けんぽ支部

お住まいの市区町村の国民健康保険担当課

ご家族の勤務先

### 【任意継続についてのお問い合わせ先】

居住地が千葉県の方：千葉支部業務グループ（TEL 043-308-0523）  
居住地が千葉県以外の方：居住地の都道府県にある協会けんぽ支部

# 平成31年1月下旬、 「医療費のお知らせ」をお送りいたします

事業主・加入者の皆様へ

協会けんぽでは、年に一度「医療費のお知らせ」を事業主様宛にお送りしております。この「医療費のお知らせ」をお送りしている目的は、各医療機関等で健康保険証を使い、受診した際にかかった医療費等をお知らせすることで、加入者の皆様に健康保険の利用に対する関心を高めていただくためです。

また、平成29年より「医療費のお知らせ」を確定申告の医療費控除の添付書類として利用できるようになりました。平成31年1月下旬に「平成29年11月～平成30年9月」の間に健康保険証で受診された医療費を掲載してお送りいたします。

## 注意

「平成30年10月～平成30年12月」の医療費※につきましては、今まで通りお手持ちの領収書等でご対応いただきますようお願いいたします。

※ 医療費のお知らせの作成には、医療機関等から協会けんぽに送られてくる医療費データが必要となりますが、医療機関等で受診した月から協会けんぽに届くまでに3か月以上かかります。2月の確定申告時期(例年2月16日～3月15日)に医療費のお知らせをご利用いただくため、9月分までとさせていただきます。

医療費控除の申告方法についての詳細は、国税庁ホームページをご確認いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。  
医療費控除の申告方法については協会けんぽでお答えできませんのでご注意ください。



## 協会けんぽの木更津・船橋、市川年金事務所出張窓口(2月の開設日)

木更津・船橋年金事務所出張窓口  
(開設日: 月初日・月曜日・水曜日・金曜日)

平成31年2月

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

市川年金事務所出張窓口  
(開設日: 月初日・火曜日・木曜日)  
※火・木曜日が祝日の場合は、翌日開設

平成31年2月

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

協会けんぽ年金事務所  
出張窓口 開設時間

AM 8:30~12:00  
PM 13:00~17:15  
※12:00~13:00は不在となります。

■ : 開設日



お問い合わせの際に間違い電話となり、多大なご迷惑を被っている方がいらっしゃいます。電話番号をよくお確かめのうえ、くれぐれもお間違えのないようお願い申し上げます。

※松戸年金事務所出張窓口は、月曜日から金曜日(祝日を除く)まで開設しております。

